

注意事項



- 01 団地の認定には面的に100ha、再造林必須などの条件があります。
- 02 既に阿武萩森林組合以外の事業者と管理契約をしている場合は対象外です。
- 03 団地化は森林の管理に関する取組みのみで寄付等の受け付けは対象外です。

よくあるご相談 ???

自分の森林状況がわかりませんか？
 ⇒ 山口県のシステムで確認できます。
 操作方法：山口県森林企画課
 ☎083-933-3464



萩市外に住んでいるけど補助は大丈夫？
 ⇒ 対象森林が萩市内なら大丈夫です。
 補助内容：萩市林政課
 ☎0838-25-4194



その他ご不明な点は下記までご相談ください。
 管理方法：阿武萩森林組合
 ☎0838-52-0260



森林団地

阿武萩森林組合

森林所有者の皆様へ

この度は森林団地に関するパンフレットに目を向けていただきありがとうございます。

今回、阿武萩森林組合と萩市が独自に取り組んでいる『森林団地』について説明をしたいと思いますのでよろしくお願いします。



森林団地とは？

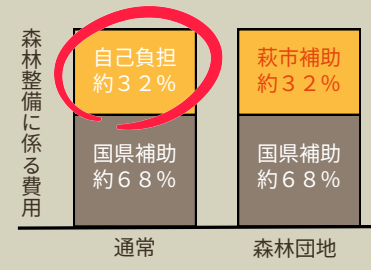
01 森林所有者の方々と阿武萩森林組合とで地域の森林管理方法について一緒に考えていくための取組みです。

02 阿武萩森林組合と契約された森林の面積が面的に見て100ha以上のまとまりが必要です。

03 市に団地として認定登録されると萩市の補助が受けられるようになります。
※ 森林環境譲与税を活用。

森林団地化の良い点

01 自己負担分が萩市補助となります。
(森林保険料は自己負担)



02 最長15年間の長期契約となり管理の手間がかかりません。

03 行政への補助手続等は阿武萩森林組合が代行して行います。

※ 国県等の補助を活用することが条件です。

森林団地での流れ

01 契約後に組合から施業時期・方法の提案を行います。
提案時期は施業時期の1~2年前です。



02 所有者様の了承が得られたら場合のみ施業を行います。
(勝手に伐ったりはしません)



03 契約期間満了前に再度契約更新の手続きを行います。

森林団地の現状

令和5年度までに合併前の旧市町村において1つずつ森林団地が形成されました。

その総面積は約1,200ha以上です。

